

特定最低賃金制度改善へシンポジウム開催

全国部会上村副部会長がトラック運転者の産業別最低賃金新設を訴える



6月23日、日本弁護士連合会主催によるシンポジウム「特定最低賃金制度の改善を考える」が開催され、弁護士、研究者、労働組合が特定最低賃金制度の現状と課題について議論しました。地域別最低賃金の引き上げが進む一方、特定最低賃金は224件中112件が地域別最低賃金を下回り効力を失っており、制度改善の必要性が共有されました。

労働組合からは、日本医労連の米沢哲書記長（医療・介護事業）、運輸労連の坂井俊文中央副執行委員長（トラック運送事業）の報告とともに、建交労全国トラック部会の上村誠副部会長が、トラック運転者の特定最低賃金新設に向けた取り組みを報告しました。上村副部会長は、長時間労働・低賃金に加え、2024年問題による時間外労働規制の影響で収入減少が進み、人材不足が一層深刻化している現状を紹介。地域別最低賃金だけでは専門職であるトラック運転者の処遇改善には限界があり、運賃ダンピングを防ぎ、公正な競争環境を確立するためにも特定最低賃金制度が必要だと訴えました。

また、ナショナルセンターの違いを超えて運動を進める「東京都トラック運転者最低賃金対策会議」の取り組みを紹介するとともに、制度新設の大きな障害となっている「適用労働者3分の1」の申出要件や、必要性審議で事実上運用されている「全会一致ルール」の見直しを求めました。

シンポジウムでは、介護職や看護師、トラック運転者などエッセンシャルワーカーの人材確保のためにも、申出要件の緩和や全会一致ルールの撤廃、政府発議による特定最低賃金制度の創設など、制度改善の必要性が提起されました。

上村副部会長は、「特定最低賃金は単なる賃上げではなく、日本の物流を支える産業を持続可能なものにするための社会的基盤である」と強調し、安心して働けるトラック産業の実現に向け、引き続き関係団体と連携して制度改善に取り組む決意を表明しました。